

2020年9月16日

各位

不動産投資信託証券発行者名
東京都中央区銀座六丁目8番7号
三井不動産ロジスティクスパーク投資法人
代表者名 執行役員 磯辺 真幸
(コード番号: 3471)

資産運用会社名
三井不動産ロジスティクスリートマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 吉田 幸男
問合せ先 取締役財務本部長 牧野 辰
T E L. 03-6327-5160

新投資口発行及び投資口売出しに関するお知らせ

三井不動産ロジスティクスパーク投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、2020年9月16日開催の本投資法人役員会において、新投資口発行及び投資口売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による新投資口発行

- | | |
|-----------------------|---|
| (1) 募集投資口数 | 96,190口 |
| (2) 払込金額
(発行価額) | 未定
日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2020年9月29日(火)から2020年10月2日(金)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」といいます。)に開催する本投資法人役員会において決定する。なお、払込金額(発行価額)とは、本投資法人の投資口(以下「本投資口」といいます。)1口当たりの新投資口払込金として、本投資法人が受け取る金額をいう。 |
| (3) 払込金額
(発行価額)の総額 | 未定 |
| (4) 発行価格
(募集価格) | 未定
日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)における本投資口の普通取引の終値(当日に終値のない場合には、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。 |

ご注意: この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出し届出目論見書並びにその訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断と責任でなさるようお願いいたします。

また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

- (5) 発行価格 未定
(募集価格)の総額
- (6) 募集方法 国内及び海外における同時募集とする。
 ①国内一般募集
 国内における募集(以下「国内一般募集」といいます。)は一般募集とし、大和証券株式会社、野村証券株式会社、SMBC日興証券株式会社、みずほ証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及び岡三証券株式会社(以下「国内引受人」と総称します。)に国内一般募集分の全投資口を買取引受けさせる。大和証券株式会社、野村証券株式会社及びSMBC日興証券株式会社を国内一般募集及び下記2.に記載のオーバーアロットメントによる売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。)の国内共同主幹事会社とする。
 ②海外募集
 海外における募集(以下「海外募集」といいます。)は米国、欧州及びアジアを中心とする海外市場(但し、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限ります。)における募集とし、大和証券キャピタル・マーケットヨーロッパリミテッド(Daiwa Capital Markets Europe Limited)、ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー(Nomura International plc)及び英国SMBC日興キャピタル・マーケット会社(SMBC Nikko Capital Markets Limited)を共同主幹事引受会社とする海外引受会社(以下国内引受人と併せて「引受人」と総称します。)に海外募集分の全投資口を総額個別買取引受けさせる。
 なお、上記①及び②の各募集に係る投資口数については、国内一般募集65,890口及び海外募集30,300口を目処に募集を行うが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。
 国内一般募集、海外募集及びオーバーアロットメントによる売出しのジョイント・グローバル・コーディネーターは大和証券株式会社、野村証券株式会社及びSMBC日興証券株式会社(以下「ジョイント・グローバル・コーディネーター」と総称します。)とする。
- (7) 引受契約の内容 引受人は、下記(10)記載の払込期日に国内一般募集及び海外募集における払込金額(発行価額)の総額を本投資法人に払い込み、発行価格(募集価格)と払込金額(発行価額)との差額の総額は、引受人の手取金となる。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払わない。
- (8) 申込単位 1口以上1口単位
- (9) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後(国内一般募集)の日まで。
- (10) 払込期日 2020年10月5日(月)から2020年10月8日(木)までの間のいずれかの日。但し、発行価格等決定日の4営業日後の日とする。

ご注意：この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出し届出目論見書並びにその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任でなさるようお願いいたします。

また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

- (11) 受 渡 期 日 上記(10)に記載の払込期日の翌営業日とする。
- (12) 払込金額(発行価額)、発行価格(募集価格)、その他この公募による新投資口発行に必要な事項は、今後開催する本投資法人役員会において決定する。
- (13) 上記各号のうち国内一般募集に係る事項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 投資口売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(後記<ご参考>1.を参照のこと。)

- (1) 売 出 投 資 口 数 4,810 口
 上記売出投資口数は、国内一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、国内一般募集とは別に、国内一般募集の事務主幹事会社である大和証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しの投資口数の上限を示したものである。上記売出投資口数は、国内一般募集の需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われぬ場合がある。売出投資口数は、国内一般募集の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に開催する本投資法人役員会において決定する。
- (2) 売 出 人 格 大和証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定
 発行価格等決定日に開催する本投資法人役員会において決定する。
 なお、売出価格は、国内一般募集の発行価格(募集価格)と同一とする。
- (4) 売 出 価 額 の 総 額 未定
- (5) 売 出 方 法 国内一般募集の需要状況等を勘案した上で、国内一般募集とは別に、国内一般募集の事務主幹事会社である大和証券株式会社から三井不動産株式会社から4,810口を上限として借り入れる本投資口の日本国内における売出しを行う。
- (6) 申 込 単 位 1口以上1口単位
- (7) 申 込 期 間 国内一般募集における申込期間と同一とする。
- (8) 受 渡 期 日 国内一般募集における受渡期日と同一とする。
- (9) 売出価格、その他この投資口売出しに必要な事項は、今後開催する本投資法人役員会において決定する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新投資口発行(後記<ご参考>1.を参照のこと。)

- (1) 募 集 投 資 口 数 4,810 口
- (2) 払 込 金 額 未定
 (発行価額) 発行価格等決定日に開催する本投資法人役員会において決定する。
 なお、払込金額(発行価額)は、国内一般募集の払込金額(発行価額)と同一とする。
- (3) 払 込 金 額 未定
 (発行価額)の総額
- (4) 割 当 先 大和証券株式会社
- (5) 申 込 単 位 1口以上1口単位

ご注意：この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任でなさるようお願いいたします。

また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

- (6) 申込期間 2020年10月16日(金)
(申込期日)
- (7) 払込期日 2020年10月19日(月)
- (8) 上記(6)記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない投資口については、発行を打ち切るものとする。
- (9) 払込金額(発行価額)、その他この第三者割当による新投資口発行に必要な事項は、今後開催する本投資法人役員会において決定する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「1. 公募による新投資口発行」に記載の国内一般募集に伴い、その需要状況等を勘案した上で、大和証券株式会社が本投資法人の投資主である三井不動産株式会社から4,810口を上限として借り入れる本投資口(以下「借入投資口」といいます。)の日本国内における売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出投資口数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社に借入投資口の返還に必要な本投資口を取得させるため、本投資法人は、2020年9月16日(水)開催の役員会において、国内一般募集とは別に、大和証券株式会社を割当先とする本投資口4,810口の第三者割当による新投資口発行(以下「本件第三者割当」といいます。)を、2020年10月19日(月)を払込期日として行うことを決議しています。

大和証券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間(以下本項において「申込期間」といいます。)中、本投資口について安定操作取引を行う場合があり、当該安定操作取引で買い付けた本投資口の全部又は一部を借入投資口の返還に充当することがあります。

また、大和証券株式会社は、申込期間の終了する日の翌日から2020年10月14日(水)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。)、オーバーアロットメントによる売出しを行った口数を上限として、東京証券取引所において本投資口の買付け(以下「シンジケートカバー取引」といいます。)を行う場合があり、大和証券株式会社がシンジケートカバー取引で買い付けた本投資口は、すべて借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った口数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る借入投資口の返還に充当する口数を減じた口数について、本件第三者割当に応じる予定です。

そのため本件第三者割当における発行投資口数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な発行投資口数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合における売出投資口数は、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、大和証券株式会社による三井不動産株式会社からの本投資口の借入れは行われません。したがって、大和証券株式会社は本件第三者割当に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当における新投資口発行は全く行われません。また、

ご注意：この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断と責任でなさるようお願いいたします。

また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

なお、安定操作取引及びシンジケートカバー取引に関して、大和証券株式会社は、野村證券株式会社及びSMB C日興証券株式会社と協議の上、これらを行います。

2. 今回の新投資口発行による発行済投資口の総口数の推移

現在の発行済投資口総数	441,000 口
国内一般募集及び海外募集に係る新投資口発行による増加投資口数	96,190 口
国内一般募集及び海外募集に係る新投資口発行後の発行済投資口の総口数	537,190 口
本件第三者割当に係る新投資口発行による増加投資口数	4,810 口 (注)
本件第三者割当に係る新投資口発行後の発行済投資口の総口数	542,000 口 (注)

(注) 本件第三者割当の募集投資口数の全口数について大和証券株式会社から申込みがあり、発行が行われた場合の投資口数を記載しています。

3. 発行の目的及び理由

新投資口の発行による資金調達により、本投資法人の投資方針に適合する新たな不動産信託受益権を取得することによる資産規模及びポートフォリオの質の向上並びに発行済投資口総数の増加等を通じた時価総額の拡大による投資口価格の更なる安定化及び投資口の流動性の向上が図れるほか、有利子負債比率 (LTV) の適正なコントロールによる安定的な財務状態の維持及び 1 口当たり分配金の持続的成長等を総合的に勘案した結果、新投資口の発行を決定したものです。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額 (差引手取概算額)

50,500,000,000 円 (上限)

(注) 国内一般募集における手取金 32,945,000,000 円、海外募集における手取金 15,150,000,000 円及び本件第三者割当による新投資口発行の手取金上限 2,405,000,000 円を合計した金額を記載しています。また、上記金額は、2020 年 8 月 31 日 (月) 現在の東京証券取引所における終値を基準として算出した見込額です。

(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

国内一般募集における手取金 32,945,000,000 円については、海外募集における手取金 15,150,000,000 円と併せて、本日付で公表した「資産の取得及び貸借に関するお知らせ」に記載の本投資法人が取得を予定している不動産信託受益権の取得資金の一部に充当する予定です。なお、本件第三者割当による新投資口発行の手取金上限 2,405,000,000 円については、将来の特定資産 (注 1) の取得資金又は借入金の返済に充当する予定です。

(注 1) 「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律 (昭和 26 年法律第 198 号。その後の改正を含みます。) 第 2 条第 1 項における意味を有します。

(注 2) 上記本投資法人が取得を予定している不動産信託受益権の詳細については、本日付で公表した「資産の取得及び貸借に関するお知らせ」をご参照ください。

5. 配分先の指定

該当事項はありません。

6. 今後の見通し

本日付で公表の「2020 年 7 月期 決算短信 (REIT)」及び「2021 年 1 月期の運用状況の予想の修正

ご注意：この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出し届出目論見書並びにその訂正事項分 (作成された場合) をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任でなさるようお願いいたします。

また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

及び2021年7月期の運用状況の予想に関するお知らせ」をご参照ください。

7. 最近3営業期間の運用状況及びエクイティ・ファイナンスの状況等

(1) 最近3営業期間の運用状況

	2019年7月期	2020年1月期	2020年7月期
1口当たり当期純利益	5,823円	5,904円	6,215円
1口当たり分配金	6,496円	6,584円	6,977円
うち1口当たり利益分配金	5,811円	5,905円	6,200円
うち1口当たり利益超過分配金	685円	679円	777円
配当性向	100.0%	100.0%	100.0%
1口当たり純資産額	288,349円	287,758円	315,253円

(注1) 1口当たり当期純利益は、当期純利益を日数による加重平均投資口数で除することにより算定しています。

(注2) 配当性向は、次の算式により計算しています(小数第2位を四捨五入しています。)
 $1口当たり分配金(利益超過分配を含みません) \div 1口当たり当期純利益 \times 100$

なお、2019年7月期における配当性向は、新投資口の発行を行っていることから、次の算式により計算しています。

$分配金総額(利益超過分配を含みません) \div 当期純利益 \times 100$

(注3) 2020年7月期の数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく会計監査人の監査を終了していません。

(2) 最近の投資口価格の状況

① 最近3営業期間の状況

	2019年7月期	2020年1月期	2020年7月期
始値	350,000円	393,500円	523,000円
高値	398,500円	539,000円	577,000円
安値	321,000円	391,000円	336,000円
終値	393,500円	525,000円	577,000円

② 最近6ヶ月間の状況

	2020年4月	2020年5月	2020年6月
始値	456,000円	426,000円	469,500円
高値	476,500円	481,000円	498,000円
安値	423,500円	426,000円	428,500円
終値	425,000円	469,000円	480,500円

	2020年7月	2020年8月	2020年9月
始値	481,000円	594,000円	529,000円
高値	577,000円	603,000円	543,000円
安値	479,500円	529,000円	509,000円
終値	577,000円	530,000円	532,000円

(注) 2020年9月の投資口価格には、2020年9月15日までの投資口価格を記載しています。

③ 発行決議日の前営業日における投資口価格

ご注意：この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出し届出目論見書並びにその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任でなさるようお願いいたします。

また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

	2020年9月15日
始 値	525,000 円
高 値	532,000 円
安 値	525,000 円
終 値	532,000 円

(3) 最近3営業期間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 公募増資

発 行 期 日	2019年2月1日
調 達 資 金 の 額	33,617,376,000 円
払 込 金 額 (発 行 価 額)	303,680 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 投 資 口 数 の 総 口 数	262,774 口
当 該 募 集 に よ る 発 行 投 資 口 数	110,700 口
募 集 後 に お け る 発 行 済 投 資 口 の 総 口 数	373,474 口
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	全額を取得予定の不動産信託受益権の取得資金の一部に充当
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	2019年2月、3月及び4月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	上記支出予定時期に全額を不動産信託受益権の取得資金に充当済み

② 第三者割当増資

発 行 期 日	2019年2月27日
調 達 資 金 の 額	1,678,135,680 円
払 込 金 額 (発 行 価 額)	303,680 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 投 資 口 数 の 総 口 数	373,474 口
当 該 募 集 に よ る 発 行 投 資 口 数	5,526 口
募 集 後 に お け る 発 行 済 投 資 口 の 総 口 数	379,000 口
割 当 先	大和証券株式会社
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	全額を取得予定の不動産信託受益権の取得資金の一部に充当
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	2019年3月及び4月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	上記支出予定時期に全額を不動産信託受益権の取得資金に充当済み

ご注意：この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出し届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任でなさるようお願いいたします。

また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

③ 公募増資

発行期日	2020年2月3日
調達資金の額	28,289,084,000円
払込金額（発行価額）	479,476円
募集時における発行済投資口数の総口数	379,000口
当該募集による発行投資口数	59,000口
募集後における発行済投資口の総口数	438,000口
発行時における当初の資金使途	全額を取得予定の不動産信託受益権の取得資金の一部に充当
発行時における支出予定時期	2020年2月、3月及び4月
現時点における充当状況	上記支出予定時期に全額を不動産信託受益権の取得資金に充当済み

④ 第三者割当増資

発行期日	2020年2月27日
調達資金の額	1,438,428,000円
払込金額（発行価額）	479,476円
募集時における発行済投資口数の総口数	438,000口
当該募集による発行投資口数	3,000口
募集後における発行済投資口の総口数	441,000口
割当先	大和証券株式会社
発行時における当初の資金使途	全額を取得予定の不動産信託受益権の取得資金の一部に充当
発行時における支出予定時期	2020年3月及び4月
現時点における充当状況	上記支出予定時期に全額を不動産信託受益権の取得資金に充当済み

ご注意：この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出し届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任でなさるようお願いいたします。

また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

8. 売却・追加発行等の制限について

- (1) 国内一般募集及び海外募集に関連して、三井不動産株式会社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、発行価格等決定日に始まり、当該募集の受渡期日以降 180 日を経過する日までの期間、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、本投資口の売却等（但し、オーバーアロットメントによる売出しに伴う本投資口の貸渡し等を除きます。）を行わない旨を合意しています。
ジョイント・グローバル・コーディネーターは、上記の期間中であっても、その裁量で、当該合意の内容を全部又は一部につき解除できる権限を有しています。
- (2) 国内一般募集及び海外募集に関連して、本投資法人は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、発行価格等決定日に始まり、当該募集の受渡期日以降 90 日を経過する日までの期間、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、本投資口の発行等（但し、国内一般募集、海外募集、本件第三者割当及び投資口の分割に伴う新投資口発行等を除きます。）を行わない旨を合意しています。
ジョイント・グローバル・コーディネーターは、上記の期間中であっても、その裁量で、当該合意の内容を全部又は一部につき解除できる権限を有しています。

以 上

* 本投資法人のホームページ : <https://www.mflp-r.co.jp/>

ご注意：この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出し届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断と責任でなさるようお願いいたします。

また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。